県立五泉特別支援学校村松分校長

出席停止について

お子さんは、他の生徒に感染するおそれのある疾患にかかりましたので、学校保健安全法第19条の規定により出席を停止します。医師の登校許可があるまでは学校を休ませてください。

なお、登校する際には、下記の登校許可証明書を学校へ提出してください。

新型コロナウイルス感染症とインフルエンザは登校許可証明書ではなく、療養解除届が必要です。詳しくは療養解除届をご覧ください。

◆ 登校許可証明書を必要とする主な疾患は、次のとおりです

	学校感染症		出席停止のめやす		
第一種		※裏面参照	治癒するまで		
第二種	1	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤に よる治療が終了するまで		
	2	麻 し ん (はしか)	解熱した後3日を経過するまで。		
	3	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、 かつ、全身症状が良好になるまで		
	4	風 し ん(三日ばしか)	発疹が消失するまで		
	5	水 痘	すべての発疹が痂皮化する(かさぶたになる)まで		
	6	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで		
	7	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認		
	8	髄膜炎菌性髄膜炎	めるまで		
第三章	9	流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認 めるまで		
	1 0	その他の感染症 ○感染性胃腸炎			
種		○溶連菌感染症 など(※裏面参照)			

主 治 医様

ご多用中恐縮ですが、下記の証明書にご記入の上、保護者にお渡しくださるようにお願いいたします。

登校許可証明書

診断名 ◎上記の疾病について感染症予防上支障が無いので、登校しても差し支えありません。 初 診 日 年 令和 月 日 登校しても良いと認められる日 令和 年 月 日 令和 年 月 日 医療機関名

<参考> 学校において予防すべき感染症の分類

	出席停止期間の基準	感染症名		
第一種	治癒するまで	○痘そう○ペスト○マー○ラッサ熱○重症急性呼吸器症候群(SAI)		
第二種	※表面参照	〇百日咳	ンフルエンザを除く) Eとインフルエンザは別途用紙あり。 ○麻しん(はしか) 風邪) ○風しん(三日ばしか)	
第三種	病状により学校医その他の医師 において感染のおそれがないと 認めるまで	○コレラ ○細菌性赤痢 ○腸管出血性大腸菌感染症 ○腸チフス ○流行性角結膜炎(はやり目) ○急性出血性結膜炎(アポロ病) ○その他の感染症 ・マイコプラズ感染症 ・溶連菌感染症 ・RS ウイルス感染症 ・手足口病 ・ヘルパンギーナ 等		

※学校保健安全法施行規則第18条、第19条より